

AYA 研編集委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）編集委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、学会誌の編集及び発行を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. 学会誌掲載のための論文審査及び編集等を行う。
 - 1) 学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること
 - 2) 投稿規定等の制定、改廃に関すること
 - 3) 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること
 - 4) 論文掲載の決定に関すること
 - 5) その他刊行に関すること
2. 査読者を選出し、投稿論文の査読を依頼する。
 - 1) 査読者は正会員の中から選出し、理事会の議を経て学会誌に公告する。
 - 2) 投稿された論文の査読は原則として、査読者 2 名以上及び本委員会で行う。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和 2 年 4 月 7 日より施行する。
2. この規程は令和 4 年 6 月 24 日より施行する。